

監査法人への内部告発—アビックヤマダ売上前倒し計上事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

日経新聞 2018年1月7日に「監査法人との蜜月変化 交代実施企業昨年1割増」の見出しで、その中で、「東証2部に上場する半導体製造装置のアビックヤマダは昨年7月、不適切会計を機に監査法人のトーマツから契約解除を通知された」との事例が紹介されていた。

実は、同社は、社長の日頃からの「売上にこだわって活動をするべきである」「予算の達成は、目標ではなく義務である」等の言動を受け、装置の据付・調整が完了しないまま顧客から完了した旨の署名入りの作業報告書を受領し、これに基づき売上計上していることがトーマツに内部告発され、発覚した。内部告発された事案の一つであるB社案件を2017年6月30日「アビックヤマダ第三者委員会調査報告書開示版」及び同年10月23日（東証宛て）「改善報告書」から追ってみた。

なお、調査委員会の調査の結果、売上を取消すべきとされた額は、2016年3月期で約27億円（修正前連結売上高の約25%）、2017年3月期で約22億円（同20%）である。

1. 事件の経過

アビックヤマダ社（AYC）はB社からモールドینگ装置の注文を受け、2017年2月7日及び同月10日A国に向けて出荷し、AYCの製造部員らは現地調整のため現地で作業を開始した。しかし、納入場所の工場では電力を増設するための工事が行われていたため、AYCの製造部員らは納入場所で電源を確保することができず、本件製品の現地調整作業は中断に追い込まれた。

営業A部長は現地A国に出張して交渉したが、電源の確保はできなかった。ただし、A部長は顧客の署名入りの作業報告書（これがあれば検収完了と見なされる）を製造H氏に渡した。

この作業報告書には、「Work Contents」の欄には、（実際に行っていない）自動ランニングの確認、製品サンプル確認を含む現地調整がすべて行われ、問題はなかった」旨の記載があり、「Machine Result」の欄には「Approved」にチェックが入っていた。ただし、日付が空欄になっていたため、製造H氏は「2017/3/22」と加筆し、「Charge」（現地調整の責任者の氏名欄）も空欄だったため、現地拠点従業員の氏名を記載し、自己の職印を押印して品質保証部に回付した。

品質保証部の役割は、回付された作業報告書の記載内容に基づいて合否判定を行い、残件がないか、あっても完了されたことが確認できれば、「作業報告書配付票兼最終検査成績書」を各部に回付する。営業はこの書類をもって売上登録を行うことになっている。

しかし、実は、品質保証部は、現地拠点のメンバー等から2017年B社案件については工場で電源が確保できていないため、現地調整が未了であるとの情報を入手していたことから「承認できない」と製造部に戻したところ、O常務より、売上計上するようにと強い指示を受けた。そこで同年3月23日付けで「残件が無いことを確認した」との承認を行い、その旨を記載した「作業報告書配付票兼最終検査成績書」を関係各部に回付した。その結果、同年3月23日及び24日に売上が計上された。

その後困ったことが起きた。3月には現地調整が中断しており、3月の作業実績時間が少なかったことが、監査法人に知れたら3月の売上計上が疑われてしまう。同年4月5日、取締役企画部長K氏が社長、営業A部長及び生産管理・品質保証の各部長を呼んで協議、同社のA国事務所の人員と外注先A社の作業時間を改ざんすることとした。

同年、4月25日、同社の内部監査室U氏は、B社案件について、製造部の業務監査の一環として、4月に行ったA国への製造部員の出張の目的・作業内容等を聞いたところ、製造部H氏は「A国全土に納入した装置の全般的なサポートであり、特定案件のためではない」と回答した。

内部監査室F室長は、B社案件について、同社の人員の作業時間が以前の同シリーズの作業実績時間と比べて少ないことを発見し、また、売上計上されたにもかかわらず、残件がある製品の一覧表が出回っている情報を得、この一覧表を入手した。

F室長は、一覧表とともに、同年4月19日、外注先A社の作業時間のつじつま合わせも含めて、監査等委員H氏に報告した。

H氏は、この報告を受けて、4月20日開催の監査等委員会において、同日開催予定の取締役会にて次のような趣旨の発言をすることを提案した。

- ① 3月の売上計上の一部には、残件はあるが、顧客には残件がある状態で検収することの了解を得た上で、合格と記載した作業報告書を受けているので売上計上の条件は満たしている。しかしより売上を確実にするために早期の残件処理と売掛金の回収を図る必要がある。
- ② 従業員の一部には、こうした処理は不正ではないかと心配している者もおり、これをケアしないと不正は許されるとの認識による社内のモラル低下や内部告発を招くことになるため、適切な対応をされたい。

H氏の提案は監査等委員会での合意が得られたので、H氏は同日開催の取締役会で同趣旨の発言をした。取締役K氏が、自らその対応に当たると述べた。

取締役K氏は、翌4月21日、監査室F室長と面談し、外注先A社の作業実績時間の付け替えは監査法人がうるさいから自分が指示したと述べ、「残件があっても、顧客の承諾を

得ていれば売上計上してよい」「もし（監査室が今後も）調査するなら、社長に報告してからやれ」という趣旨の内容を述べた。K氏は、品証部長などと面談した後、社長に「火をつけているのは監査室F室長であると思う」と述べ、社長、監査等委員H氏と自分とで監査室F室長と本件について面談することを提案した。

4月末日、監査法人トーマツに、2017年3月期売上3月に計上した一部案件の妥当性について内部告発があった。

「残件が残っていても、納品作業書に記載せず、合格と記載させ、残件は別途内緒で処理。納品作業もしていないのに、納品作業書を偽造・指示（特にA国、現地サービス会社外注先A社）。顧客合格署名偽造、顧客に署名させるペンを購入し、そのペンを修正用として保管」との記載があり、証拠書類もついていた。

2. 調査委員会の判断

(1) B社案件の2017年3月期売上計上について

B社案件は、顧客の工場において電源が確保できなかったことから、3月中に現地調整が完了していなかったものである。従って、本来は2017年3月に売上計上すべき案件ではなかったものと認められる。

(2) H常勤監査等委員について

監査室長からの報告を受けて監査等委員会及び取締役会に報告した際、事実と異なる作業報告書が作成されていることを報告しておらず、会計監査人に対しても本件に関する疑義を報告していない。この対応は、「顧客の署名があるから売上計上は問題ない」との恣意的な解釈に基づいたものであり、監査等委員が不正の兆候を認識した場合の対応として必要十分なものではない。

なお、会社が開示した「改善報告書」には「H氏は社内での勤務経験が長く、売上に係る証憑の改ざん等が行われていたのを重要視せず、それらの行為が行われたことを適切に報告しなかった」と書かれている。

(3) F監査室長について

監査室長は、顧客の承認があったとしても、現地調整が未了の場合や残件がある場合における売上計上は社内規程に合致しないものであることを認識しており、本件不適切な会計処理に関する事実を把握した後は、常勤監査等委員にこの事実を伝えるなど、適切な対応を行った。

3. 関係役員の責任

関係者の責任について2017年7月31日、同社は次のような取締役会で決議した。

- ・ 社長及びK取締役は月額報酬全額返上 6か月
- ・ O常務は取締役に降格の上、月額報酬全額返上 3か月

・H常勤監査等委員・社外監査等委員3名は月額報酬の50%返上 6か月

4. 改善策

監査役にとって参考になるとと思われる項目を挙げる。

- ① 売上計上に係る検収要件の周知徹底
「製造部担当者等による現地調整が終了した後、仕様未達等の不具合としての残件が無い状態をもって検収とする」との規程の解釈にばらつきが無いように、可能な限り客観的に判断できる基準となるよう明確化を行い、経理規程の細則を明文化した。「作業報告書」を「設置完了報告書」に変更し、不正や恣意的解釈を排除するため書式を改定する。納入立会時の運転状況等を記載したレポートを添付する。
- ② 検収要件に関する運用の徹底および確認・是正体制の改善
規程に定める要件に形式的には合致しないが実態として検収と判断できる場合の判断を行うため「検収判定委員会」を設置し、関係部門の全員合意によるものとする。
- ③ 売上責任部門を営業部から製造部へ変更
- ④ 内部通報窓口を監査等委員にも拡大
- ⑤ 内部監査室長の監査等委員会への出席
- ⑥ 監査等委員会による売上計上ルールの重点的検証実施。内部監査室と協働
- ⑦ 会社と会計監査人の見解が不一致の場合は、公認会計士である社外監査等委員を含めて協議を行う。

5. 筆者コメント

(1) 監査役になったら「手の平をかえせ」

責任を取らされたこの常勤監査等委員H氏は元営業部長出身である。従って、彼は、その当時から、このような売上計上で良しとする中で仕事をしてきたと推測する。彼だけではない、O常務もK取締役もA営業部長も同じような考え方で過ごしてきた。たまたま、彼が監査役になったからといって、直ぐには変えられなかったのであろう。

しかし、内部監査室長のみならず、社内にはこの処理はまずいのではないかと考えていた関係者は複数いたと考えられる。社長もK取締役も、監査法人に疑われないように作業時間の付替えを相談しているし、当の常勤監査等委員H氏も従業員の一部には「この処理は不正ではないか」という者もいるとしてその対応を求めている。

監査役になったら、今までのしがらみを捨て、「手のひらをかえず勇気」を持って頂きたいと思う。

(2) 会計監査人には疑義を報告・相談しておくこと

トーマツが契約継続を断った（退任は同年9月1日）のは、「具体的な改善のための対応策が明示されない」（2017.7.31「公認会計士等の異動に関するお知らせ」）とあるが、第三者委員会の調査報告書が出たのが2017年の6月30日であり、これを受けて同年7月

31日、「不適切な会計処理に対する再発防止策の策定方針等および社内処分に関するお知らせ」によって、曲がりなりにも改善の方針は示され、具体的な施策を立案中だったにも拘らず退任したのは、社長、常務、監査等委員らの隠蔽体質の継続を危惧したのではなかろうか。

ちなみに同年6月の株主総会では、不適切会計処理に関与した役員の交代はなかった。

特に、私としては、監査等委員が、会計監査人に報告・相談をしていないことが気になるところである。

たとえ、仮に、会計監査人が不正を働いている執行側に加担していたとしても、それでも会計監査人に疑義を伝えておき、その疑義に応えないようであるならば、監査役は、セカンドオピニオンを求めなければいけないだろう。

会計監査人の監査の相当性を判断する責任が監査役にはある。

(3) 専門の社外監査等委員を同席させること

当事件では、F内部監査室長からH常勤監査等委員が報告を受ける場面がある。その報告を受けて、H氏は監査等委員会で報告し対応につき提案しているが、F氏から受けた報告について、重大なところ、つまり残件があること、作業をしたことにするため作業時間のつじつま合わせをしていることを除いて報告している。内部監査部門の報告を捻じ曲げるなどは許されることではない。もし社外監査等委員の公認会計士がF氏の報告を直に聞いたなら、売上計上は認めなかったであろう。